

**自己株式取得に係る事項および自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ**  
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式取得および  
会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)

カブドットコム証券株式会社は、平成 28 年 1 月 25 日開催の取締役会におきまして、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき自己株式取得に係る事項、および会社法第 178 条の規定に基づき自己株式を消却する事項を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

## 記

## 1. 自己株式の取得および消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にし、当社の資本効率の向上および株主への利益還元を推進するため

## 2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 5,000,000 株を上限とする  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.46%)
- (3) 株式の取得価額の総額 17 億円を上限とする
- (4) 取得期間 平成 28 年 1 月 26 日～平成 28 年 3 月 23 日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

## 3. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 平成 27 年 12 月 31 日時点で保有する自己株式数に上記 2 により取得した株式数を加えた数から 500,000 株を減じた数
- (3) 消却予定日 平成 28 年 3 月 31 日

(ご参考) 平成 27 年 12 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	343,224,765 株
自己株式数	9,000,543 株

※消却する株式の数は、上記 2 による自己株式の取得の完了後改めてお知らせいたします。

以上

<問い合わせ先> 専務執行役経営管理部長 雨宮 猛 TEL: 03-3551-5111

・金融商品取引業者登録: 関東財務局長(金商)第 61 号・銀行代理業許可: 関東財務局長(銀代)第 8 号